

質保証システム部会「審議まとめ」への
大学ポートレートの対応について（案）

(1) 現状・指摘事項

前回(第17回)大学ポートレート運営会議にて、文部科学省より質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」(以下、「審議まとめ」)について、以下のとおり説明があった。

- ・大学ポートレートについては、国公立版と私学版とで情報を提供するプラットフォームが異なるために必要な情報を容易に入手できないといった課題や、学修成果や教育成果、認証評価結果等、大学の教育研究の質に関わる重要な情報が必ずしも分かりやすく示されていないといった課題が指摘されている。
- ・(「教学マネジメント指針」が示す情報例の)学修成果や教育成果は高校生等にとって基本的な知りたい情報であると思われるため、学修成果や教育成果の可視化に関する情報は大学ポートレートで公表されていることが本来の姿だという指摘と受け止めている。

また、大学ポートレートに記載している認証評価の表示方法に対して、大学ポートレートステークホルダー・ボード委員から以下のような意見をいただいております。当該事項について事実であることを確認した。

- ・認証評価項目のリンク先が、大学のウェブサイトであったり、認証評価機関のウェブサイトであったりする。
- ・大学によっては、古い情報が掲載されていたり、項目自体がないことがある。
- ・結果が分かりにくい。

(2) 認証評価への対応

これをふまえ、まずは認証評価結果(特に大学機関別認証評価)について各大学に入力の徹底を求めるとともに、ステークホルダーが適正かつ適切に情報を取得しやすい形で提示するため、下記のとおり検討・対応をすすめる。

①認証評価項目のリンク先の統一

認証評価に係るリンク先については国公立版及び私学版ともに、各認証評価機関ウェブサイトに掲載されている自大学の最新の評価結果とし、大学ポートレートの認証評価項目において表示されるよう、マニュアル(*)の記載変更を令和4年度内に検討し、令和5年度内に各大学へ提示。

- *国公立大学・公立短期大学向けマニュアル:「公表項目作成の手引き」
- 私立大学・私立短期大学向けマニュアル:「学校法人基礎調査 教育情報調査【910】」

②認証評価結果の記載事項を追加

閲覧者の利便性を考慮し、国公立版及び私学版ともに、評価結果欄の項目を「評価名」、「評価機関」、「評価年月」、「評価結果(適合・不適合)」に統一する。なお項目追加に際し

ては、システム改修のタイミング等を考慮し、国公立版及び私学版ともに順次対応。

③関係団体との連携

大学ポートレートが大学コミュニティによる自律的な運営が行われている事をふまえ、関係団体と連携し、各大学に対して最新の情報掲載するように促す等働きかける。

(3)「教学マネジメント指針」への対応

「教学マネジメント指針」で示されている学修成果・教育成果に関する情報への対応については、令和5年度以降、各大学の同指針への対応状況をふまえた上で収集項目や表示方法等の検討をすすめる。

参考：「審議まとめ」p.24-25 抜粋

情報公表制度に関する改善・充実の方向性

【学修者本位の大学教育の実現】及び【社会に開かれた質保証の実現】

- 認証評価における情報公表に関する評価を実施するに当たっては、「教学マネジメント指針」において
 - (1) 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例
 - (2) 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例のうち「大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの」と整理されたものについては、当該指針を踏まえて確認を行うこととする。＜通知等＞
- 認証評価機関や評価を受ける大学の多様性に配慮しつつ、各認証評価機関の評価結果を例えば国等のホームページ等において公表するなど、社会が利用しやすい形で一覧性を持って公表することを検討する。その際、設置計画履行状況等調査（A C）における指摘事項等も併せて公表する。＜その他＞（再掲）
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学に対して、法令適合性等に関する評価項目や評価手法を簡素化するなどの措置を可能とする。＜通知等＞（再掲）
- 「大学ポートレート」が大学コミュニティによる自律的な運営が行われていることも踏まえて、上記の情報について、より効果的・効率的に情報を利用者に届ける観点等から、「大学ポートレート」に分かりやすく掲載することを基本とするとともに、教学IRに生かす観点から、立地や分野等が共通する大学との間で比較（ベンチマークの提示）ができるよう改善する。＜その他＞
- 「大学入試のあり方に関する検討会議提言」（令和3年7月）を踏まえ、学校教育法施行規則に規定する各大学が情報公表を行うべき項目として「大学入学者選抜に関すること」等を追加する。＜省令改正＞
- 大学における教育研究の質保証に資する情報公表について、どのような対象（学生、保護者、受験生、地域社会、企業等）に対して、どのような項目が、どのような手法で公表されていることを担保することが適当か、また、情報の読み取り方等と併せて関連する大学の取組を記載するなど各大学の強み・特色の発信につながるような工夫は考えられるか等、大学による自主的・自律的な情報公表が促進される方策について引き続き検討する。＜その他＞